

事業の名称	事業の概要・支援の内容	対象となる方々	助成内容・必要経費など	手続きの方法	申請受付・問合先
■障害児サービス支援事業	発育・発達に固有のニーズがある児童が保護者と共に通園し、日常生活の基本動作の訓練などを行います。	保護者と共に通園できる0歳から小学校就学前までの、在宅の発育・発達に固有のニーズがある児童	利用日数と時間は市が決定します。 ●実施施設=つくし園（永町） *保護者の課税状況などにより自己負担があります。 *本市内に住所を有する児童については、負担金を市が助成する制度があります。	随時、受け付けています。 ●必要なもの=印鑑（スタンプ印を除く）、本人および世帯全員分の金融機関の通帳	■本庁高齢・障害福祉課 ■各支所市民福祉課
■日中一時支援事業	発育・発達に固有のニーズがある児童および家族が、病気などの理由により在宅で介護できなくなつた場合、一時的に施設で預かります。	身体障害者手帳の交付を受けている児童または知的に障害がある児童	宿泊を伴わない場合が対象になります。 ●利用できる日数=宿泊を伴わない時間 ●入所する施設=県が指定した事業所 *保護者の課税状況などにより自己負担があります。	随時、受け付けています。 ●必要なもの=印鑑（スタンプ印を除く）、本人および世帯全員分の金融機関の通帳	■本庁高齢・障害福祉課 ■各支所市民福祉課
■移動支援事業	発育・発達に固有のニーズがある児童の移動支援を行います。	身体障害者手帳の交付を受けている児童または知的に障害がある児童	状況に応じてヘルパーを派遣します。 ●派遣の基準=市が決定 *保護者の課税状況などにより自己負担があります。	随時、受け付けています。 ●必要なもの=印鑑（スタンプ印を除く）、本人および世帯全員分の金融機関の通帳	■本庁高齢・障害福祉課 ■各支所市民福祉課

補助金の支給や、費用の一部を助成します。

■幼稚園就園奨励費補助金	家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るために、入園料および保育料の減免ならびに補助金を交付します。	本市内に住所を有する、3歳、4歳、5歳児の保護者で、市町村民税の課税状況が、補助（減免）対象区分に該当する方	■公立幼稚園（保育料減免）年額20,000円～66,000円 ■私立幼稚園（補助金交付）年額56,900円～257,000円	毎年7月初旬に、各幼稚園から通知がありますので該当する方は、必要書類を提出してください。 ●必要なもの= ▼保育料減免措置に関する調書 ▼課税証明書（入園する年の1月1日現在、本市に住所がない方は必要です） *途中入園する場合も該当する場合がありますので、詳しくは各幼稚園にお問い合わせください。	■各公立・私立幼稚園 ■本庁学校教育課
■就学援助費	経済的理由などにより就学困難と認められる小・中学生の保護者に対して、学用品費・学校給食費などの援助をするものです。	生活保護世帯および生活保護世帯に準ずる世帯で、各小・中学校長意見内申に基づき教育委員会が認定した方	学用品費、通学用品費、校内外活動費、体育実技用具費、新入学児生徒学用品費、学校給食費、修学旅行費などを年3回に分けて支給します。 *支給金額は、支給区分および小・中学校により異なります。	認定を希望する方は、各学校長に申請書および市県民税課税証明書を提出してください。 *申請したすべての方が認定されるとは限りません。	■各公立小・中学校 ■本庁学校教育課

健康診断を実施します。

■就学時健康診断	新入学前の児童を対象に、健康状態などの把握を行います。	新入学前児童		対象者には、個人通知をしますので、入学を希望する小学校で受診してください。	■各小学校 ■本庁学校教育課
----------	-----------------------------	--------	--	---------------------------------------	-------------------

幼稚園での保育を行います。

■幼稚園	現在市内には公立20園、私立6園の合計26園所の幼稚園があります（公立の2園は休園中）。なお、私立幼稚園では延長保育などの特別事業も実施しています。	本市内に住所を有する3歳～5歳児 *ただし、私立幼稚園は、市外からの入園も可能な場合があります。	幼稚園就園奨励費補助金制度で補助金（私立）の支給および保育料の減免（公立）を実施します。	●申請受付期間= ▼公立=12月から ▼私立=11月から (受け付けは、随時、行いますが、定員に空きがないと入園できません)	■各公立・私立幼稚園 ■本庁学校教育課
------	--	---	--	---	------------------------